

山梨県社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、山梨県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「山梨県社会福祉協議会」という。）が実施するひとり親家庭に対する高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）及び住宅支援資金の貸付方法、事務手続等を定め、訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付けの適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 訓練促進資金の貸付対象となる者は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び同法第31条の10において準用する同法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下これらを「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者であって、原則として山梨県内（以下「県内」という。）に住民登録しているものとする。ただし、山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例（平成5年山梨県条例第29号）第3条第1項に規定する介護福祉士等修学資金の貸与を受けている者を除く。

2 高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合における訓練促進資金の貸付けについては、平成30年4月1日より次に掲げるとおりとする。

- (1) 入学準備金 准看護師養成機関の入学時に貸付けを行い、看護師の養成機関の入学時には貸付けを行わない。
- (2) 就職準備金 原則として、准看護師養成機関の修了時に貸付けを行わず、看護師の養成機関を修了し資格を取得した時点において貸付けを行う。

3 住宅支援資金の貸付対象となる者は、原則として、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受け、かつ、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者であって、県内に住民登録しているものとする。

(訓練促進資金の種類、貸付額及び利子)

第3条 訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。

2 訓練促進資金の貸付額は、入学準備金については50万円以内とし、就職準備金については20万円以内とする。

3 訓練促進資金の利子は、連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人を立てない

場合は、返還債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1.0パーセントとする。

(住宅支援資金の内容、貸付額及び利子)

第3条の2 住宅支援資金は、プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住宅費支援として12か月の範囲内で貸し付けるものとする。

2 住宅支援資金の貸付額は、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）とする。ただし、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく住居確保給付金を受給している場合は、住居確保給付金の額と住宅支援資金の貸付額との合計額が、入居している住宅の家賃の額を超えないよう住宅支援資金の貸付額を調整する。

3 住宅支援資金の利子は、無利子とする。

(訓練促進資金の貸付申請)

第4条 訓練促進資金の貸付けを受けようとする者（第5条において「申請者」という。）は、訓練促進資金貸付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、所定の期日までに山梨県社会福祉協議会の長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。この場合においては、居住する市の福祉事務所又は町村を所管する県の福祉事務所の長を経由して提出することができる。

- (1) 高等職業訓練促進給付金受給決定書の写し
- (2) 同意書（個人情報の取扱い）（第2号様式）
- (3) 住民票（世帯員全員）
- (4) 連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の所得を証明するもの（所得証明書、源泉徴収票等）
- (5) その他会長が必要とする書類

2 入学準備金の貸付けを受けようとする者は、前項各号に掲げるもののほか、養成機関に入学したことを証明する書類を添付するものとする。

3 就職準備金の貸付けを受けようとする者は、第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 養成機関の課程を修了したことを証明する書類
- (2) 取得した資格を確認できる書類
- (3) 県内において、取得した資格を必要とする業務に従事していることを証明する書類

(住宅支援資金の貸付申請)

第4条の2 住宅支援資金の貸付けを受けようとする者は、住宅支援資金貸付申請書（第1号様式の2）に次に掲げる書類を添えて、所定の期日までに会長に提出しなければならない。この場合においては、市の福祉事務所又は町村を所管する県の福祉事務所の長を経由

して提出することができる。

- (1) プログラムの決定通知書の写し
- (2) 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当を受給していない場合は、所得・課税証明書）
- (3) 住居確保給付金を受給している場合は、支給決定通知書の写し
- (4) 同意書（個人情報の取扱い）（第2号様式）
- (5) 住民票（世帯員全員）
- (6) 1か月の家賃額が確認できる書類
- (7) その他会長が必要とする書類

（連帯保証人）

第5条 申請者が連帯保証人を立てる場合、原則として県内に居住し、かつ、独立の生計を営み返還債務を負担することができる資力を有するものでなければならぬ。ただし、申請者が未成年であるときは、連帯保証人は、申請者の法定代理人でなければならない。

2 申請者又は貸付けの決定を受けた者が連帯保証人を変更（死亡その他重要な事項の変更を含む。）しようとするときは、連帯保証人変更届（第3号様式）により会長の承認を受けなければならない。

（貸付決定及び貸付契約締結）

第6条 会長は、第4条の訓練促進資金貸付申請書を受理したときは、当該申請書及び添付書類を審査の上、訓練促進資金の貸付けの適否を決定する。

2 会長は、前項の規定により訓練促進資金の貸付けの適否を決定したときは、貸付決定通知書（第4号様式又は第4号様式の2）又は貸付不承認通知書（第5号様式）を申請者に交付する。この場合において、市又は県の福祉事務所の長を経由して申請があつた者については、当該福祉事務所の長を経由して交付する。

3 貸付契約の締結は、前項の貸付決定通知書を交付することにより行う。

4 前三項の規定は、住宅支援資金に係る貸付けの決定及び貸付契約の締結について準用する。この場合において、第2項中「第4号様式又は第4号様式の2」とあるのは、「第4号様式の3」と読み替えるものとする。

（借用書の提出及び貸付金の交付）

第7条 貸付けの決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、借用証書（第6号様式又は第6号様式の2）及び振込口座申請書（第7号様式）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、借用証書を受理したときは、貸付決定に係る訓練促進資金又は住宅支援資金を次のとおり交付する。

- (1) 訓練促進資金 一括で交付する。

(2) 住宅支援資金 2か月ごとに交付する。ただし、会長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(契約解除)

第8条 会長は、訓練促進資金の借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除する。

- (1) 養成機関を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 返還免除対象業務に従事する前に死亡したとき。
- (4) 貸付けを受けた後に貸付契約の解除を申し出たとき。
- (5) 貸付けを受けることを辞退したとき。
- (6) 修学中に高等職業訓練促進給付金の支給対象でなくなったとき。
- (7) その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 会長は、住宅支援資金の借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除する。

- (1) 心身の故障のためプログラムを継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (2) 第13条の2第1項第1号に定める就業期間前に死亡したとき。
- (3) 貸付けを受けた後に貸付契約の解除を申し出たとき。
- (4) 貸付けを受けることを辞退したとき。
- (5) その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

3 会長は、第1項又は前項の規定により契約を解除するときは、貸付契約の解除通知書（第8号様式）により借受人に通知する。この場合において、連帯保証人を立てているときは、その旨を当該連帯保証人に通知する。

(返還)

第9条 訓練促進資金の借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、当該各号に定める事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定めた期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と猶予された期間の合算期間とする。）内に、訓練促進資金の全額を返還しなければならない。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に返還免除対象業務（当該取得した資格を必要とする業務で、訓練促進資金の返還の債務が免除される対象となるものをいう。以下同じ。）に従事しなかったとき。
- (3) 県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は業務外の事由に起因する心身の故障により返還免除対象業務に従事できなくなったとき。

2 住宅支援資金の借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、当該各号に定める事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、住宅支援資金の全額を返還しなければならない。

（1）貸付契約が解除されたとき。

（2）貸付けを受けた日から1年以内に就業せず、又はプログラムの策定時より高い所得が見込まれる業務に転職等を行わなかったとき。

（3）業務外の事由により死亡し、又は業務外の事由に起因する心身の故障により就業を継続できなくなったとき。

3 会長が定める返還期間は、訓練促進資金は5年間、住宅支援資金は4年間とし、月賦又は半年賦の均等払い方式により返還しなければならない。ただし、線上償還することを妨げない。

（返還計画書）

第10条 借受人は、第8条第1項又は第2項の規定により貸付契約を解除された場合、事由が発生した日から2週間以内に返還計画書（第9号様式）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の返還計画書を審査し、訓練促進資金又は住宅支援資金の返還額及び返還方法について返還計画決定通知書（第10号様式）により借受人に通知する。この場合において、連帯保証人を立てているときは、その旨を当該連帯保証人に通知する。

3 会長は、第1項の返還計画書が提出されない場合は、一括返還等により訓練促進資金又は住宅支援資金を返還させるものとし、返還計画決定通知書により借受人に通知する。この場合において、連帯保証人を立てているときは、その旨を当該連帯保証人に通知する。

（返還計画の変更）

第11条 借受人は、訓練促進資金又は住宅支援資金の返還額及び返還方法を変更しようとするときは、返還計画変更申請書（第11号様式）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の返還計画変更申請書を審査し、変更の適否を返還計画変更通知書（第12号様式）により借受人に通知する。この場合において、連帯保証人を立てているときは、その旨を当該連帯保証人に通知する。

（返還債務の猶予）

第12条 会長は、訓練促進資金の借受人が次の各号に定めるいずれかの事由に該当する場合は、当該事由が継続する間、訓練促進資金の返還を当然猶予し、又は裁量猶予することができる。

(1) 当然猶予

- ① 訓練促進資金の貸付契約が解除された後も、引き続き養成機関で修学しているとき。
- ② 当該養成機関を卒業後、さらに他種の養成機関で修学しているとき。

(2) 裁量猶予（返還期限が到来していない場合に限る。）

- ① 県内において返還免除対象業務に従事しているとき。
- ② 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により返還が困難と認められるとき。
- ③ 離職後、再就職のため会長が認める求職活動を、通算して1年間以内の期間内で行っているとき。

2 会長は、住宅支援資金の借受人が災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により返還が困難と認められるときは、当該事由が継続する間、履行期限の到来していない住宅支援資金の返還を裁量猶予することができる。

3 返還債務の猶予を申請しようとする借受人は、猶予の事由が発生した日から30日以内に、返還猶予申請書（第13号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

4 会長は、前項の返還猶予申請書を受理したときは、これを審査し、猶予の適否を返還猶予通知書（第14号様式）により借受人に通知する。この場合において、連帯保証人を立てているときは、その旨を当該連帯保証人に通知する。

（返還債務の当然免除）

第13条 会長は、訓練促進資金の借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、訓練促進資金の返還の債務を免除する。

(1) 養成機関（第2条第2項の適用を受ける者については、看護師の養成機関）を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、県内において、返還免除対象業務に5年間引き続き従事したとき。

(2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該返還免除対象業務に従事できなくなったとき。

2 前項第1号の規定の適用に当たっては、借受人が返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設における修学又は災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない場合、当該従事できない期間についても、当該業務に引き続き従事しているものとみなす。ただし、前項第1号に規定する免除要件の期間を算定する際、当該従事できない期間は参入しない。

3 借受人が疾病、負傷その他やむを得ない事由により資格を取得するための国家試験を受験できなかった場合又は当該国家試験に合格できなかった場合であって会長が本人の申請に基づき翌年度の国家試験を受験する意思があると認めたときは、第1項第1号中「修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内」とあるのは「修了した日から2年以内に、資格を取得し、かつ、」とする。

- 4 第1項から前項までの規定により債務の免除を受けようとする借受人は、返還債務当然免除申請書（第15号様式）に受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。
- 5 会長は、前項の返還債務当然免除申請書を受理したときは、これを審査し、債務を免除することの適否を返還債務当然免除通知書（第16号様式）により借受人に通知する。この場合において、連帯保証人を立てているときは、その旨を当該連帯保証人に通知する。

第13条の2 会長は、住宅支援資金の借受人が、次の各号のいずれかに該当するときは、住宅支援資金の返還の債務を免除する。

- (1) 貸付けを受けた日から1年以内に就業し、又はプログラムの策定時より高い所得が見込まれる業務に転職等を行い、かつ、1年間引き続き就業を継続したとき。
- (2) 前号に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 前項第1号の規定の適用に当たっては、借受人が災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により就業できない場合、当該就業できない期間についても、引き続き就業しているものとみなす。ただし、前項第1号に規定する免除要件の期間を算定する際、当該就業できない期間は参入しない。
- 3 前条第4項及び第5項の規定は、住宅支援資金に係る債務の免除の申請及び適否の決定の手続について準用する。

(返還債務の裁量免除)

第14条 会長は、第9条第1項の規定にかかわらず、訓練促進資金の借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、訓練促進資金の返還の債務（既に返還を受けた債務額を除く。）を当該各号に定める範囲内において免除することができる。

- (1) 死亡又は障害により訓練促進資金を返還することができなくなったとき。返還の債務額の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合その他訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年を経過したとき。返還の債務額の全部又は一部
- (3) 県内において返還免除対象業務に従事したとき。返還の債務額の一部
- 2 前項の規定は、住宅支援資金の返還の債務について準用する。この場合において、同項第3号中「返還免除対象業務」とあるのは「前条第1項第1号に定める就業期間中における業務」と読み替える。
- 3 債務の裁量免除を受けようとする者は、返還債務裁量免除申請書（第17号様式）に受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。
- 4 会長は、前項の返還債務裁量免除申請書を受理したときは、これを審査し、債務を免除

することの適否を返還債務裁量免除通知書（第18号様式）により訓練促進資金又は住宅支援資金の借受人に通知する。この場合において、連帯保証人を立てているときは、その旨を当該連帯保証人に通知する。

（延滞利子）

第15条 会長は、借受人が正当な理由なく返還期限までに訓練促進資金又は住宅支援資金を返還しないときは、延滞元金につき年3パーセントの率で、当該返還期限の翌日から支払いの日までの日割りにより計算した延滞利子を徴収する。

（延滞利子の免除）

第16条 借受人が延滞利子の免除申請をしようとするときは、延滞利子免除申請書（第19号様式）を会長に提出して、その承認を得なければならない。

- 2 会長は、前項の延滞利子免除申請書を受理したときは、これを審査し、延滞利子を免除することの適否を延滞利子免除通知書（第20号様式）により借受人に通知する。この場合において、連帯保証人を立てているときは、その旨を当該連帯保証人に通知する。
- 3 会長は、延滞利子の額が千円に満たないときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

（届出）

第17条 訓練促進資金の借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

- (1) 借受人及び連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき（第21号様式）。
 - (2) 借受人が休学、停学、復学、留年又は退学したとき（第22号様式）。
 - (3) 借受人が卒業したとき（第23号様式）。
 - (4) 貸付けを辞退しようとするとき（第24号様式）。
 - (5) 業務に従事したとき、又は業務従事先を変更したとき（第25号様式）。
- 2 借受人は、貸付金の債務免除を受けるまでの間は、毎年4月1日現在の在学証明書又は業務従事証明書（第26号様式）を4月20日までに会長に提出しなければならない。
 - 3 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人等は、速やかに死亡届（第27号様式）を会長に届け出なければならない。
 - 4 住宅支援資金の借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。
 - (1) 借受人が氏名又は住所を変更したとき（第21号様式）。
 - (2) 貸付けを辞退しようとするとき（第24号様式）。
 - (3) 業務に従事したとき、又は業務従事先を変更したとき（第25号様式）。
 - 5 第2項及び第3項の規定は、住宅支援資金に係る業務従事証明書及び死亡届の提出につ

いて準用する。

(債務承認)

第18条 貸付けを受けた未成年者は、成人となった時点で、会長に対して債務承認書（第28号様式）を提出しなければならない。

(台帳)

第19条 会長は、訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付けの状況を明らかにするため、訓練促進資金・住宅支援資金貸付台帳（第29号様式）を備えておくものとする。

(管轄裁判所の合意)

第20条 山梨県社会福祉協議会と借受人又は連帯保証人との間で調停又は訴訟の必要が生じた場合には、山梨県社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(実施細目)

第21条 この規程に定めるもののほか、訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付けに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年10月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年6月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程第15条の規定にかかわらず、令和2年3月31日以前の期間に対応する延滞利子の額の計算については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年5月19日から施行し、同年4月1日から適用する。